

# 4月から、生活困窮者への 支援制度が始まります

ひとりで抱えこまずに  
まずはご相談ください

生活に  
困っている

仕事が  
見つからない

将来が  
不安

病気で  
働けない

家賃を  
払えない

家族の  
ことで  
悩んでいる

社会に  
出るのが  
怖い

住む所が  
ない

働きたくても働けない、  
住む所がない、など、  
まずはお困り事を  
お聞かせください。  
地域の相談窓口と一緒に考え、  
解決へのお手伝いをします。  
ご家族などまわりの方からの  
相談でも受付いたします。

相談無料

ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口にご連絡ください。

# 4月から、生活困窮者への支援制度が始まります。

**就職 住居 家計管理 子どもの学習** 等をサポートします。

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

## 自立相談支援事業



### あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## 住居確保給付金の支給



### 家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

## 就労準備支援事業



### 社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

## 家計相談支援事業



### 家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

## 就労訓練事業



### 柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)もあります。

## 生活困窮世帯の子どもの学習支援



### 子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

※住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。あわせて、退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う「一時生活支援事業」もあります。※「住居確保給付金の支給」、「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

## <相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

- 1** まずは地域の相談窓口へ。  
各自治体の窓口には配置されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しただけの場合もご自宅にも訪問します。
- 2** 生活の状況を見つめる。  
あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話ください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。
- 3** あなただけの支援プランを。  
支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランと一緒に作ります。
- 4** 支援決定・サービス提供。  
完成した支援プランは自治体を交えた関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。
- 5** 定期的なモニタリング。  
各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的を確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。
- 6** 真に安定した生活へ。  
あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

# 生活困窮者自立支援制度を利用して生活を立て直したケース

## ケース1

Aさん(38歳男性)

### 長期ひきこもりのケース

Aさんは、両親と3人暮らし。高校を中退後、一時アルバイトを経験したもののすぐに辞めて家に引きこもるようになりました。父親(80歳)は、無口で、とても厳格な性格で、母親(78歳)は、もともと病気がちで足腰も弱いものの、身の回りのことはある程度対応可能です。父親の厚生年金が家計の中心になっており、母親が管理しています。

## ケース2

Bさん(26歳男性)

### 求職者への支援のケース

Bさんは、高校時代にいじめに遭い、同年齢の人間関係を避けがちになりました。そのようなこともあり、県外の専門学校に進学し、卒業後は、飲食店に住み込み就労しました。しかし、職場でのトラブルをきっかけに、職場を無断で休みがちになり、解雇されてしまいました。その後も就職に結びつかず、求職活動も途切れるようになってしまいました。

## ケース3

Cさん(47歳男性)

### 貧困の連鎖防止のケース

Cさんは、妻と娘の3人暮らし。飲食店を経営していましたが、不況のため廃業に追い込まれました。妻(46歳)は、夫が仕事を失って以来、家計を支える役割を担うようになり、現在はパートを3つ掛け持ちしています。長女(14歳、中学校2年生)は、中学入学後、勉強についていけなくなり、学校を休みがちとなりました。夜遊びも増えました。

## ケース4

Dさん(32歳女性)

### 緊急支援のケース

Dさんは、IT関連会社に正社員として就職しましたが、業績悪化によりリストラされました。その後、非正規でIT関連の仕事を続けてきましたが、解雇され、仕事を半日間探したものの全く見つからず、貯金も底をついたため、アパートを追い出されます。郷里に戻ることも考えますが、既に妹が結婚し、家を継いでいることから、東京で頑張ることを決意します。

## 自立相談支援機関によるアセスメント・プラン作成

### 社会参加から就労へ

私(Aさん)は、高校を中退後、アルバイトをしていましたが、アルバイト先でのトラブルで辞めてからは、母親を介護することで、自分の役割がここにあると思うようになり、特に就職する必要性を感じなくなっていました。しかし、支援員と何度も話すうちに、近くにある「男性介護者の会」に興味を湧いてきました。試しに行ってみたところ、互いの苦勞をねぎらい、自分の存在を認めてもらえる仲間に出会うことができ、やがて一緒に活動するようになりました。徐々に自信を取り戻し、今度は支援員に、ひきこもりの人などにも理解のある飲食店を紹介してもらい、働き始めました。始めは、環境に慣れずに休みがちでしたが、職場の理解も得ながら徐々に休みも減りました。母親の介護は介護保険を申請し、ヘルパーさんに来てもらっており、今では充実した毎日を送っています。

### 住居確保給付金と就労訓練事業による支援

私(Bさん)は貯金が少なくなり、このままではアパートを出ていかねばならず、切迫した状況にありました。支援員からは、まずは安定した住居を確保する必要があるということで、住居確保給付金の制度の説明を受け、給付の決定を受けることができました。就労については、私には調理スキルがあったことから、飲食業での就労を望みましたが、焦らず時間をかけて生活を立て直すことが大事だと考え、生活リズムを整え、対人スキルを身につけることを短期目標とし、就労訓練事業の非雇用型として高齢者施設に通うことになりました。始めは、利用者とのコミュニケーションに苦勞しましたが、訓練を続けた結果、非雇用型から雇用型に切り替わりました。今では、人の役に立ちたいという思いから、ヘルパー資格を取るべく準備を進めています。

### 本人だけでなく家族も含めた包括的な支援

私(Cさん)は、飲食店を倒産に追い込んでしまったことで、完全に自信を失い悲観的になっていましたが、働きたいという気持ちは持ち続けていました。支援員と話すうちに、飲食店を経営した経験があるということは自分にとっての強みであると前向きに考えられるようになり、支援員の支援もあり、調理補助の正社員として就職することができました。私が仕事を開始したことで、妻はパートを1つに減らすことができ、生活に余裕ができたことで、家族に対しても優しく接することが出来るようになりました。長女と一緒に過ごす時間を持つことが出来るようになったことで、長女の生活習慣が改善されていきました。また、長女は学習支援に通うことで、高校に進学して、将来やりたいことを見つけたいと考えるようになり、担任教員の協力のもと、今では学校にも通えるようになりました。

### 他制度を活用した複合的な支援

私(Dさん)は、健康状態が気になっていたものの、健康保険料を払っておらず、無保険状態であったため通院できませんでした。便潜血があり、3日間も何も食べていないということを支援員に相談すると、緊急性があると判断され、生活保護の申請を行うとともに、一時生活支援事業を利用することになりました。1週間後に、生活保護の決定(医療扶助)があり、通院することができました。その後は、一時生活支援事業が利用できる3ヶ月間に、就労ができるような健康状態に回復するまで支援してもらい、回復してからアルバイトを探して、貯蓄することを目指しました。その結果、一時生活支援事業の支援期間終了と同時にアルバイト先に採用されることになり、生活保護(医療扶助)は廃止となりました。今では職場にも慣れ、生活も安定しています。

...the ...

...the ...

...the ...

...the ...

...the ...

...the ...

...the ...

...the ...